

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

昭和51年2月から国民年金に任意加入し保険料を納付してきたが、申立期間前後の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立期間の保険料のみが未納とは考えられない。

当時、私の国民年金を管理していた妻から、「私が、A市へ申立期間を含め数年分を一括納付したと思う。」と聞いているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職直後の昭和51年2月から国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も、加入年金制度についての切替手続が適切に行われている上、国民年金加入期間のすべてについて保険料を納付していることから、申立人とその妻は、年金制度に対する理解と保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする申立人の妻の記憶には、約30年前のことであることからあいまいな点は見られるものの、昭和54年4月の保険料納付時点において、申立期間の保険料は、現年度納付あるいは過年度納付が可能な期間であり、申立期間前後の保険料が納付済みであるにもかかわらず、任意加入中である申立期間の保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張に不自

然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料を納付した時期は不明だが、夫が会社から帰宅して「今日、A村役場(現在は、B市)から電話があり、妻の国民年金が未納となっているが、今だと納められるとのことで、今日、早速全部納めてきた。」と言っていたことをはっきり覚えているが、どこへ、いくら納付したかは聞かなかった。

領収書等はないものの、納付したことは事実だから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡き夫が私の国民年金保険料の未納分をすべて納付したはずであると主張しているものの、申立人は亡き夫が申立人の保険料を納付した時期、納付場所、納付方法及び納付金額については分からないとしている上、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明である。

また、申立期間について、すべての国民年金保険料を納付するには特例納付(納付期間は昭和53年7月から55年6月まで)によることとなるものの、申立人が、C市に住所を定めたのは46年2月10日であることが戸籍の附票で確認できることから、住所地でない、「A村役場から夫に電話があつて、今日、国民年金保険料を早速全部納付した。」という主張は不合理である上、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び市町村の国民

年金被保険者名簿の記録においても、保険料を納付したとする記録は確認できず、特例納付を行った形跡も見当たらない。

さらに、申立人及び亡き夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から46年3月まで
申立期間については、義母がA町から国民年金保険料の集金を委託された納税組合の集金人に、自宅で一括納付していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする義母は、「息子は昭和46年5月に結婚したが、申立人が国民年金に加入していなかったため、同年6月ころに私がA町役場で加入手続をし、保険料は自宅で納税組合の集金人にまとめて納めたと思う。」としているものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは同年11月26日であることが確認でき、同時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、市町村(市町村から国民年金保険料の集金業務を委託されていた国民年金の保険料納付組織を含む。)では過年度保険料を徴収できないことから、申立期間の保険料を納税組合の集金人にまとめて納付したとする義母の記憶とは符合しない。

また、オンライン記録及びA町が保管している国民年金被保険者名簿の記録は一致しており、不自然な点は見られない上、義母が申立期間の国民年金保険料を納付したとするB納税組合について、A町の国民年金事務担当者は、「国民年金の保険料納付組織に関する申立期間当時の関係書類は保存されておらず、当該納税組合の申立期間当時の関係者も他界しており、その状況を聴取することはできないが、過年度保険料は役場

で徴収することができないので、納付組織で集金することは無いと思う。」と回答している。

さらに、申立期間当時の住所地であるC町では、申立人に該当する国民年金の資格記録は無いとしており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及び義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から52年2月まで

昭和44年3月でA社を退職したが、その際に事務担当者に各種手続をしてもらった。退職後間もなく、国民年金保険料の納付書が届き、納付を続けていた。47年8月に現住所に転居し、何年か後に近所の奥さんに勧められ、B納付組合へ加入した。

後日、年金手帳が届いたが、中を確認することもなく領収書を破棄したが、後で年金手帳を見たところ、昭和52年3月からの加入となっており驚いた。

当時の資料等は無いが、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月31日の退職時に事務担当者が国民年金への加入手続を行い、任意加入したと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、52年1月20日以降に払出されている上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録から、申立人は同年3月31日に初めて国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、制度上、任意加入被保険者資格はその申出をした日に取得することとされていることから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年から47年までは市役所から送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているものの、C市では、44年から47年までは被保険者が保険料額の国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式による

納付方法であることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が加入したと主張している、B納付組合は、申立期間当時、当該地区に存在することは確認できるが、当該組織は既に解散し、関係書類も保存されていないことから、国民年金保険料の納付状況を確認することはできなかった。

加えて、申立人は、C市から他市町村への住所変更の記録も無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は95か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間については、A社において勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間ころA社に勤務していたことは、申立人の具体的な業務内容に関する記憶及び元同僚の証言から推認することはできる。

しかしながら、当該事業所は昭和 50 年に解散しており、当時の事業主及び事務担当者は、所在不明であることから、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできない。

また、元同僚は「申立人は勤務していたが、勤務期間等ははっきり分からない。自分は 18 歳くらいからA社B出張所に勤めていたが、20 歳すぎからA社で厚生年金保険に加入している。」と証言しているほか、申立人が名前を挙げた元同僚の中にはA社における厚生年金保険の被保険者記録が無い元同僚もいることから、当該事業所では、採用と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 399 (事案 198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

② 昭和 38 年 6 月から同年 11 月まで (日付不詳)

③ 昭和 39 年 6 月から同年 9 月まで (日付不詳)

A社に季節工として勤務した昭和 37 年から 39 年までの申立期間の厚生年金保険の加入記録について、年金記録確認青森地方第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできないため、年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

しかし、同事業所には同郷の元同僚が同条件で勤務し、厚生年金保険に加入していることから、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社B出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、資格取得及び資格喪失年月日が申立人と同一の被保険者が申立人を含めて前後 3 名存在するほか、月の末日に資格を喪失している被保険者が、多数見受けられることから、当該事業所の事業主は、月の末日を被保険者資格の喪失日としていたことがわかること、申立期間②及び③に係る申立てについては、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人が名前を挙げた元同僚の氏名は無いこと、また申立期間②については、国民年金の申請免除期間であること、さらに申立期間③については、国民年金保険料の

納付済期間であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、申立期間と一緒に勤務した別の元同僚の厚生年金保険被保険者としての加入記録があるので自分の記録もあるはずだとして再申立てを行っている。

しかしながら、この元同僚によると「私は病院に入院するため、健康保険に加入させてもらった。その後、季節労働者ではなく、通年雇用の社員になったので昭和 40 年まで厚生年金保険に加入した。」と証言しているほか、当該同僚を含む複数の元同僚は、「季節労働者はほとんど社会保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。